

2013 年 7 月 12 日 全 10 頁

法律・制度 Monthly Review 2013. 6

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013 年 6 月の法律・制度に関する主な出来事と、6 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 6 月は、金融商品取引法等の一部を改正する法律が参議院にて可決・成立したこと（12 日）、金融庁が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表したこと（20 日）、政府税制調査会の 2013 年度第 1 回会合が開かれたこと（24 日）、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」の第 1 回会合が開かれたこと（26 日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○6 月の法律・制度レポート一覧	2
○6 月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
株式保有会社の相続税評価の緩和	5
○レポート要約集	6
○6 月の新聞・雑誌記事・TV 等	10
○6 月の大和総研ウェブサイトコラム	10

◇6 月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
5 日	法律・制度 Monthly Review 2013.5 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 10
6 日	公開買付け、クロクロ取引など 実務を踏まえたインサイダー取引規制見直し ～2013 年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 12
14 日	公開買付規制、大量保有報告の一部見直し ～2013 年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 9
17 日	インサイダー、破綻処理などに関する 金商法等改正法、成立 ～2013 年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 6
19 日	株式保有会社の相続税評価の緩和 ～「大会社」の株式保有割合 「25%以上」から「50%以上」に改正～	是枝 俊吾	税制	P. 6
20 日	IFRS は当面任意適用（速報） ～任意適用拡大、エンドースメント IFRS 導入～	吉井 一洋	会計	P. 10
	バーゼル委、大口エクスポージャー厳格化へ ～【市中協議文書】G-SIBs 間の上限を CET1 又は Tier1 の 10～15%に～	鈴木 利光	金融制度	P. 19
24 日	銀行等の議決権保有規制の例外措置拡充 ～2013 年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融制度	P. 9
25 日	IFRS、2016 年に任意適用 300 社？（概要） ～自民党が提言で目標を設定～	吉井 一洋	会計	P. 2

◇6月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
5日	◇第30回金融審議会総会・第18回金融分科会合同会合が開催。麻生金融担当大臣より新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方などが諮問される。 ◇IFRS財団、IFRSの国際的なアドプションに向けての進捗状況を図表化。
6日	◇日本とサモア独立国の租税情報交換協定の効力発生に必要な相互の通知を終了。7月6日に発効し、7月6日（以後に開始する課税年度）より適用。 ◇NISA推進・連絡協議会、「NISAの勧誘及び販売時における留意事項について」を公表。
10日	◇財務省、日本とスウェーデンが租税条約の改正について基本合意に至った旨、公表。
11日	◇日本当局（金融庁・財務省・国税庁）・米国財務省、「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」を公表。 ◇金融庁、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」を改正し、同日適用。やむを得ない理由により有価証券報告書等を当該期間内に提出できないと認められる場合の例示等。 ◇金融審議会の保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ、報告書「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」を公表。
12日	◇金融商品取引法等の一部を改正する法律が参議院にて可決・成立（19日公布）。
17日	◇東証、「特設注意市場銘柄の積極的な活用等のための上場制度の見直しについて」を公表。虚偽記載で上場廃止となる場合を明確化する案（7月17日まで意見募集）。
17日・18日	◇英国の北アイルランド、ロック・アーンにてG8サミットが開催され、「法人及び法的取極めの悪用を防止するためのG8行動計画原則」が合意される。
18日	◇東証、超長期国債先物取引を再開する旨、公表。 ◇日証協、「不都合行為者制度等エンフォースメントの整備について―不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書―」を取りまとめる。 ◇OECD、G8サミットに対して、租税の透明性に関するレポート「租税の透明性に関する大胆な変革」を提示。
19日	◇厚生年金保険法等の改正法が参議院にて可決・成立（26日公布）。厚生年金基金の新規設立を認めず、基準を満たさない基金については厚労大臣による解散命令が可能になる等の改正。 ◇東証・大証、「デリバティブ市場統合に伴う関連諸制度の整備について」を公表。 ◇日証協、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見を公表。 ◇日証協、「『我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会』報告書-公募増資等のあり方に関する論点整理-」を公表。
20日	◇金融庁、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、保険契約の会計処理に関する提案の改訂公開草案を公表（10月25日まで意見募集）。
24日	◇金融庁、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正案を公表。NISAを利用する取引の勧誘に関する監督上の留意点についての案（7月24日まで意見募集） ◇政府税制調査会の2013年度第1回会合が開かれる。 ◇日証協、「『新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会』における議論の整理」を公表。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、最終報告書「ETFの規制に係る原則」を公表。

25 日	◇金融庁、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正案を公表。通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱い等についての監督上の留意点についての案。
26 日	◇金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」の第 1 回会合が開かれる。 ◇バーゼル委、市中協議文書「改訂されたバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みと開示要件」を公表。 ◇日証協、「『信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ』報告書」を取りまとめる。 ◇第 183 回国会（常会）が閉会。
27 日	◇金融庁、平成 24 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案を公表。インサイダー取引規制の見直し等の細則案（7 月 29 日まで意見募集）。 ◇バーゼル委、市中協議文書「マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの適切な管理に係るガイドライン」を公表。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」（IAS 第 39 号の修正）を公表。
28 日	◇日本、税務行政執行共助条約等の受諾書を OECD の事務総長に寄託。これに伴い、日本について、税務行政執行共助条約が 10 月 1 日に発効する。 ◇日・英、税関協力取決めについて合意。 ◇日証協、「日本市場や日本企業の魅力向上と情報発信に向けて」を取りまとめる。 ◇日証協、「投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』の一部改正について」を公表（平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用）。 ◇ASBJ、「無形資産に関する検討経過の取りまとめ」を公表。

◇今月のトピック

株式保有会社の相続税評価の緩和

2013 年 6 月 19 日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130619_007329.html

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表 1 取引相場のない株式の評価方式の概要

	同族株主等(原則的評価方式)	同族株主等以外の株主
一般評価会社	類似業種比準方式 純資産価額方式 併用方式 のいずれか	左記のほか、 配当還元方式を選択可能
特定評価会社	純資産価額方式など	左記のほか、 配当還元方式を選択可能

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 「 $S_1 + S_2$ 」方式における評価額評価額 = $S_1 + S_2$

S_1 : 株式保有特定会社の株式について原則的評価方式（類似業種比準方式、純資産価額方式、併用方式のいずれか）を一定の条件の下で当てはめて計算した額

S_2 : 以下の計算式で求められる額

$$\frac{\text{株式等の価額の合計額 (相続税評価額)} - \left[\frac{\text{株式等の価額の合計額 (相続税評価額)}}{\text{株式等の価額の合計額 (簿価)}} \right] \times \text{法人税等相当率 (現在は42\%※)}}{\text{課税時期の発行済株式数}}$$

※平成24年4月1日以後の相続等において、42%とされている。

(出所) 財産評価基本通達をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 株式保有特定会社とする株式保有割合の判定基準

	改正前	改正後
大会社	25%以上	50%以上
中会社	50%以上	50%以上
小会社	50%以上	50%以上

(出所)財産評価基本通達より大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【5日】

法律・制度 Monthly Review 2013.5 ～法律・制度の新しい動き～

2013年5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

5月は、日本取引所グループ及び東京証券取引所と日本経済新聞社が「新指数共同開発の合意に関するお知らせ」を公表したこと（14日）、参議院にて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が可決・成立したこと（24日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130605_007279.html

【6日】

公開買付け、クロクロ取引など実務を踏まえたインサイダー取引規制見直し ～2013年金商法改正関連シリーズ～

2013年4月16日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。この中には、インサイダー取引規制を巡る近年の金融・企業実務を踏まえた次のような見直しも盛り込まれている。

(1) 公開買付け等の対象会社及びその役職員が、公開買付け等に関するインサイダー取引規制の対象である「公開買付者等関係者」に加えられる。

(2) 公開買付け等の実施に関する事実の情報受領者について、①自ら公開買付けを行い、伝達を受けた事実を公開買付届出書等によって開示した場合、又は②最後に伝達を受けてから6ヵ月が経過した場合には、インサイダー取引規制の適用除外を認める。

(3) 会社関係者又は第一次情報受領者の間の相対取引だけではなく、「重要事実を知っている者」同士（第一次情報受領者と第二次情報受領者など）の間における相対取引についても、インサイダー取引規制の適用除外を認める。

これらの見直しについては、公布日から1年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130606_007282.html

【14日】

公開買付規制、大量保有報告の一部見直し ～2013年金商法改正関連シリーズ～

2013年6月12日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決され、成立した。この中には、公開買付規制、大量保有報告制度について、一部、技術的な見直しも盛り込まれている。

公開買付規制については、市場内外の取引を組み合わせた急速買付け等に対する規制について、一部緩和が予定されている。これは、本来、公開買付規制の適用除外となる取引を複数組み合わせで行った結果、その一連の取引が公開買付規制の対象となってしまう事態を防ぐためと説明されている。

大量保有報告制度については、変更報告書の提出義務が解除されるタイミングを、株券等保有割合が5%以下である旨の変更報告書を提出した場合（現行は、株券等保有割合が5%以下、かつ、前回の報告から1%ポイント以上減少）としている。

これらの改正は、公布日から1年以内の政令指定日から施行される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130614_007316.html

【17日】

インサイダー、破綻処理などに関する金商法等改正法、成立 ～2013年金商法改正関連シリーズ～

2013年6月12日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決され、成立した。

この中には、①公募増資インサイダー事案等を踏まえたインサイダー取引規制の強化、②金融機関の秩序ある破綻処理の枠組みの整備、③銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直し、④投資信託・投資法人法制の見直しなどが含まれている。

また、⑤AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直しとして、投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則強化や、年金基金が特定投資家（プロ）になるための要件の限定なども盛り込まれている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130617_007319.html

【19日】

株式保有会社の相続税評価の緩和 ～「大会社」の株式保有割合「25%以上」から「50%以上」に改正～

2013年（平成25年）5月27日、国税庁は「財産評価基本通達」を一部改正した。これは、「大会社」における株式保有特定会社の判定基準を改正するものである。

取引相場のない株式の相続等をした際には、会社の規模に応じて、原則として類似業種比準方式・純資産価額方式・併用方式などにより株式の評価を行う。ただし、「株式保有特定会社」に該当する場合については、純資産価額方式または「S1+S2」方式により評価を行うことになる。

従来は、「大会社」においては株式保有割合が25%以上の場合に株式保有特定会社としていたが、改正後は、50%以上の場合に株式保有特定会社とする。

この改正は、平成25年5月27日以後に相続等が行われた場合に適用される。また、平成25年5月26日以前に行われた相続等について、平成25年5月27日以後に申告をする場合にも適用することができる。

既に申告書を提出済であっても、過去に遡って改正後の基準を適用することにより、相続税等が納めすぎになる場合は、この通達の改正を知った日から2ヵ月以内に所轄の税務署に更正の請求をすることにより、納めすぎの税額が還付される（ただし、法定申告期限から既に5年（贈与税の場合は6年）を経過している相続税等については、減額できない）。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130619_007329.html

【20 日】

IFRS は当面任意適用（速報）

～任意適用拡大、エンドースメント IFRS 導入～

2013 年 6 月 19 日に企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が開催され、報告書案「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針（案）」が議論された。

報告書案では、IFRS の強制適用の是非については判断する状況にないとして、IFRS の任意適用要件の緩和、エンドースメント IFRS の導入、単体開示の簡素化を提案している。

今後は、任意適用要件の緩和に向けた内閣府令案（連結財務諸表規則等の改正案）のパブコメの実施、エンドースメント IFRS の内容についての ASBJ（企業会計基準委員会）で議論がなされる予定である。

本レポートでは、このうち IFRS の任意適用要件の緩和、エンドースメント IFRS の導入を取りあげる。単体開示の簡素化は別途レポートを作成する予定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20130620_007340.html

バーゼル委、大口エクスポージャー厳格化へ

～【市中協議文書】G-SIBs 間の上限を CET1 又は Tier1 の 10～15% に～

2013 年 3 月 26 日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は 2013 年 6 月 28 日）。

市中協議文書公表の背景には、昨今の金融危機の教訓がある。

教訓の一つは、銀行が常に一貫した方法で一つのカウンターパーティに対するエクスポージャーを計測、合算そして管理していたわけではなかった、ということである。BCBS は、この教訓から、市中協議文書を通じて、一つのカウンターパーティに対するエクスポージャーの計測、合算、管理の方法について、更なる一貫性を確保することを企図している。

もう一つの教訓は、一つのシステム上重要な金融機関（SIFIs）における重大な損失が、他の SIFIs のソルベンシーに対する懸念をもたらすということである。BCBS は、この教訓から、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）間のエクスポージャーについては、その大口エクスポージャーの上限を「普通株式等 Tier1（CET1）又は Tier1 の 10% から 15% の間」に引き下げることが提案している。

また、市中協議文書公表の背景には、金融安定理事会（FSB）によるリクエストという側面もある。FSB は、2011 年 10 月に“Shadow Banking: Strengthening Oversight and Regulation”という報告書を公表している。この報告書を受けて、BCBS は、集団投資スキーム（CIU）、証券化のためのストラクチャーに対するエクスポージャーを大口エクスポージャー規制の対象に含めることを提案している。

BCBS は、市中協議文書におけるすべての提案を、2019 年 1 月 1 日から完全適用することを提案している（段階適用なし）。

市中協議文書が最終文書になった段階で、我が国の大口信用供与等規制においても、その提案を踏まえた改正がなされるものとみていいだろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130620_007332.html

【24 日】**銀行等の議決権保有規制の例外措置拡充
～2013 年金商法改正関連シリーズ～**

2013 年 6 月 12 日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決され、成立した（19 日公布）。この中には、金融商品取引法そのものとは関係ないが、銀行等の議決権保有規制（いわゆる 5 %ルール）の見直しも盛り込まれている。

具体的には、銀行等による議決権保有規制そのものについては、上限（5 %）も含めて現行規制を維持するものとしている。

ただし、地域経済の再活性化や企業の再生などの観点から、事業再生会社、地域経済の面的再生（再活性化）事業会社について、5 %を超える議決権の保有を認める例外措置を拡充（＝規制緩和）することとしている。

これらの改正は、公布日から 1 年以内の政令指定日から施行される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130624_007351.html

【25 日】**IFRS、2016 年に任意適用 300 社？（概要）
～自民党が提言で目標を設定～**

2013 年 6 月 13 日に自由民主党の政務調査会の金融調査会（会長は塩崎恭久氏）の企業会計に関する小委員会が「国際会計基準への対応についての提言」を公表した。

提言では、「単一で高品質な国際基準」の策定にわが国がコミットしていることを再確認し主体的に行動すること、IFRS に対する日本のスタンスを明確にすること等のためロードマップを早期に明確にすること、2016 年末までに 300 社程度の企業による IFRS の適用をめざすこと、等が盛り込まれている。

6 月 20 日に公表された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議の報告書「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」よりも、一步踏み込んだ内容となっていると言えよう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20130625_007355.html

◇6月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
朝日新聞 (6月20日付朝刊3面)	賃金上昇率別の実質可処分所得の予測	是枝 俊悟
日本経済新聞 (6月26日付朝刊25面)	NISAについてコメント	鳥毛 拓馬
KINZAI ファイナンシャル・プラン (7月号)	徹底解説! 2013 年度税制改正 所得税制・金融証券税制	鳥毛 拓馬
Financial Adviser (7月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.28 番号法の成立	鳥毛 拓馬

◇6月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
6月18日	経済成長実感には、年率3%以上の賃上げが必要 http://www.dir.co.jp/library/column/20130618_007317.html	是枝 俊悟